

島根半島・宍道湖中海ジオパークエリア内の小学校におけるジオパーク授業
バス借上料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）が交付する島根半島・宍道湖中海ジオパークエリア内の小学校におけるジオパーク授業バス借上料補助金（以下「本補助金」という。）について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 松江市及び出雲市管内の小学校におけるジオパークに関する課外授業への活動支援を目的とする。

(対象事業)

第3条 ジオパークに関する授業における課外授業のために必要なバスの借上料で会長が認める以下のいずれかに該当するもの。

- (1) 小学6年生の「土地のつくりと変化」の課外授業において、「須々海海岸」か「小伊津海岸」か「千酌海岸」に赴くこと。
- (2) 小学5年生の「流れる水のはたらきと土地の変化」の課外授業において、「意宇川」か「斐伊川」に赴くこと。

(補助対象経費)

第4条 本事業は、次に掲げる経費を補助対象とする。

- ①バス借上料
- ②悪天候等により、やむを得ず授業を中止とした際に伴うバス借上キャンセル料
ただし、会長が事前に了解し、かつ授業実施予定日の前日までにキャンセルしたものに限る。
- ③その他会長が必要かつ適当と認めるもの

(事業実施の条件)

第5条 島根半島・宍道湖中海（国引き）ジオパーク推進協議会が作成した学習指導ワークブック及び野外学習ワークシート（「島根町須々海海岸の地層学習」、

「出雲市小伊津海岸の地層学習」、「美保関町千酌海岸の地層学習」、「意宇川の学習」、「斐伊川の学習」)を使用して事業を実施すること。ただし、協議会会長が認めた場合は、この限りでない。

(交付の率又は金額)

第6条 補助金交付の対象である事業に要する経費の合計額(個人負担金などがある場合はそれを控除した額)で、1校につき1年あたり250千円を上限とし、申請は年1回とする。

(補助事業者の範囲)

第7条 松江市または出雲市に所在する小学校。

(補助事業の実施期間)

第8条 補助対象事業の実施期間は、本補助金交付決定日から当該年度2月末までとする。

(交付申請)

第9条 本補助金に申請する場合は、島根半島・宍道湖中海ジオパークエリア内の小学校におけるジオパーク授業バス借上料補助金事業計画書兼申請書(様式第1号)及びその他協議会会長が別に定める添付書類を指定する期日までに提出しなければならない。

2 前項で定める書類の提出期日は、別に定めるものとする。

(交付決定)

第10条 協議会会長は、前条の規定により交付申請書等の提出があったときはその内容を審査し、本補助金交付の決定を行い、補助金等交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 交付決定されなかった申請については、補助金等不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者へ通知するものとする。

(交付決定の取消)

第11条 協議会会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定により交付決定した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付決定後の事情の変更により、交付決定を受けた事業(以下

「補助事業」という。)の全部又は一部を継続する必要がなくなり、又はその遂行ができなくなったとき。

(2) 補助事業者が、当該補助金を他の用途へ使用したとき。

(3) 補助事業者が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 補助事業者が、当該補助事業に関し、法令、規則又はこれに基づく処分若しくは命令に違反したとき。

(5) 虚偽の方法又は不正によって補助金の交付を受けたことが明らかであるとき。

2 前項第1号から第5号までの規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(決定内容の変更等)

第12条 補助事業者等は、第9条第1項の規定により補助金等の交付の決定を受けた補助事業等の進捗又は内容の変更により当該補助金等の額に増減が生じる場合は、補助金等変更交付申請書(様式第4号)及び協議会会長が別に定める添付書類を提出しなければならない。

2 協議会会長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金等の額を変更するときは、補助金等変更交付決定通知書(様式第5号)により、補助事業者等に通知するものとする。

3 補助事業者等は、第9条第1項の規定により補助金等の交付の決定を受けた補助事業等について、内容の変更をするとき(第1項の規定により補助金等の変更交付申請をするとき、又は軽微な内容の変更をするときを除く。)、予定の期間内に完了しないとき、又は遂行が困難となり中止若しくは廃止するときは、補助事業等変更・中止・廃止承認申請書(様式第6号)及び協議会会長が別に定める添付書類を提出しなければならない。

4 協議会会長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、承認するときは、補助事業等変更・中止・廃止承認通知書(様式第7号)により、補助事業者等に通知するものとする。

(着手届及び完了届)

第13条 補助事業者等は、補助事業等に着手したとき及び当該補助事業等が完了したときは、速やかに補助事業等着手・完了届(様式第8号)を協議会に提出しなければならない。ただし、協議会会長が認めた補助事業等については、こ

の限りでない。

(実績報告)

第14条 申請者は、事業が完了したときは、補助事業等実績報告書(様式第9号)及び協議会会長が別に定める添付書類を指定する期日までに提出しなければならない。

2 前項で定める書類の提出期日は、別に定めるものとする。

(額の確定)

第15条 協議会会長は、前条の規定による実績報告を受けた場合にはこれを審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金等確定通知書(様式第10号)により、申請者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第16条 補助金は、第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、に支払うものとする。ただし、協議会が交付の目的を達成するために必要であると認めるときは、補助事業者に対し、概算払いすることができる。

2 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、補助金等交付請求書(様式第11号)及び協議会会長が別に定める添付書類を協議会会長に提出しなければならない。

(終期)

第17条 この要綱の終期は令和8年3月31日とする。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は松江市補助金等交付規則に準ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。